

「いきいき雪国やまがたづくり」情報発信業務委託
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、平成 29 年度「いきいき雪国やまがたづくり」情報発信業務の委託契約について、公募型プロポーザル方式による企画提案の募集に必要な事項を定めるものとする。

1 業務の名称

平成 29 年度「いきいき雪国やまがたづくり」情報発信業務

2 業務の内容

基本仕様書による

3 委託期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

4 提案上限額

2,072,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 今回の応募に要する経費は含みません。

5 応募に関する事項

(1) 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであることとします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと
- ② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと
- ③ 1 年以上引き続き業として本提案に付する契約に係る業務を営んでいること
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 15 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと
- ⑤ 山形県財務規則第 125 条第 5 項に定める競争入札参加資格者名簿に登録されている者であって、県内に本店、支店又は営業所を有すること
- ⑥ 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）
 - (ア) 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- ⑦ 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更生及び再生手続きをしていないこと。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

- ① 提案書の提出方法、提出期限等がこの要領に適合しないもの
- ② 提案書に記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 提案書に虚偽の内容が記載されているもの
- ④ 審査員又は事務局職員に対して、直接又は間接的に本応募に関し援助を求めた場合
- ⑤ その他、選定委員会において不適切と認められた場合

(3) 参加辞退

提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により報告してください。

6 審査基準

以下の内容等を踏まえて審査します。

(1) 実施方針

実施方針は事業の目的に合っているか、また、事業内容に関する理解度はあるか

(2) 情報発信手法について

記事等を掲載する新聞及びフリーペーパーそれぞれの特性等を踏まえて、相乗効果が得られるよう工夫した情報発信手法となっているか

(3) 新聞広告について

①企画の内容は、目的に沿った効果が十分に期待できるものか

②広告を掲載する新聞の発行部数、発行エリア、広告の掲載回数などが、当該業務の目的を達成するうえで効果的であるか

(4) フリーペーパーについて

①企画の内容は、目的に沿った効果が十分に期待できるものか

②記事を掲載するフリーペーパーの発行部数、発行エリア、制作コンセプトなどが、当該業務の目的を達成するうえで効果的であるか

(5) 独自提案

事業効果を高めるための適切な独自提案があるか

(6) 実績

概ね3年以内において、地方公共団体から類似業務を受託し、適切に履行した実績があるか

(7) 経費の優位性

- ①事業の遂行に支障のない妥当な経費見積もりであるか
- ②提案内容に比して、経費見積もりが経済的であるか

(8) 業務体制等

- ①業務の遂行にあたり、必要かつ十分な人員体制であるか
- ②事業計画に無理がなく、妥当なスケジュールであるか

7 審査（選定）方法

- (1) 山形県企画振興部市町村課が設置する選定委員会において書類審査により、最も優れた事業者及び次点者を選定します。
ただし、最高点の者又は次点者が複数者いる場合は、審査員の合議により決するものとします。
- (2) 提案者が1者のみの場合であっても審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると評価できるときは、当該社を最優秀提案者として選定します。
- (3) 提案者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととします。
- (4) 選定審査会において、提出された全ての提案の内容について、本事業の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、最優秀提案者を選定しない場合があります。

8 企画提案書の提出等

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
① 参加申込書（様式1）	1部
② 誓約書（様式2）	1部
③ 企画提案書（様式3） 1社1案の提出とする。	8部
④ 見積書（様式4）	8部
⑤ 会社概要（業種、事業内容、設立、資本金の額、従業員数、販売実績、取引銀行、主たる取引先を記載のこと）	1部
⑥ 概ね3ヵ年以内において、地方公共団体から受託した類似業務の実績（契約の写し等）	1部
※①～④は、別添の様式に沿って作成してください。他は任意。	

(2) 提出・問合せ先（事務局）

山形県企画振興部市町村課地域振興担当
〒990-8570 山形市松波2-8-1
電話：023-630-2234
FAX：023-630-2130

(3) 提出方法

8(2)の提出先まで、持参又は郵送(簡易書留)により提出してください。なお、電子媒体のみの提出は不可とします。

9 契約までのスケジュール

提案から契約までは、次の手順で実施します。

(1) 質問の受付

平成29年9月22日(金) 17時まで

- ・原則として電子メールで受け付けます。別紙「企画提案に係る質問票」を電子メールにて送付すること。
- ・電子メールの件名は「『いきいき雪国やまがたづくり』情報発信業務の問い合わせ」としてください。
- ・質問への回答は、その都度、山形県ホームページにおいて回答します。(質問者は公表しません。)なお、提案者の独自の企画に関わることは、当該質問をした者のみに回答します。

(2) 企画提案書等提出書類の提出期限

平成29年9月28日(木) 17時(必着)

(3) 審査結果発表及び通知

平成29年10月中旬(予定) 審査結果は応募者全員に通知します。

(4) 契約

平成29年10月下旬(予定)

10 契約手続き

- (1) 審査結果に基づき、最も優れた提案を行った事業者(以下「最優秀者」という。)と業務内容を調整のうえ再度見積りを依頼します。
- (2) 最優秀者と交渉が整わなかった場合、又は、最優秀者が失格事由に抵触することが明らかになった場合は、改めて、次点者と業務委託契約の締結に係る手続きを行う。

11 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とします。
- (2) 提出書類の作成に用いる各種データの調査・収集、収集したデータ等の使用承認等に係る必要な手続きは応募者が行うものとします。
- (3) 提出書類は、審査作業に必要な範囲において複製を行います。
- (4) 提出書類は返却しません。
- (5) 採用した提案書の著作権は山形県に帰属するものとします。
- (6) この公募及び契約については、県の都合により変更・中止する場合があります。
- (7) この要綱に定めのない事項については、別途協議の上決定する。